

令和8年度「宗教法人格の不正利用対策のための実態把握事業」業務

仕様書

令和8年2月4日

文化庁宗務課

1. 事業名

令和8年度「宗教法人格の不正利用対策のための実態把握事業」業務

2. 目的

近年、宗教活動を目的としない第三者が、金銭等の利益を与えることにより宗教法人の代表役員の地位等を得る行為（宗教法人の売買に類似した行為、以下「宗教法人の売買」という。）を通じて宗教法人格を不正に取得し、脱税やマネー・ローンダリング等の違法行為に悪用する等の、宗教法人格の不正利用（以下「宗教法人格の不正利用」という。）につながるおそれがあることが指摘されている。実際、宗教法人格の不正利用を行った事案が報道されるとともに、インターネット上において、脱税等を目的とした宗教法人の売買を呼びかける仲介サイトがいくつも存在するなど、宗教法人格の不正利用のリスクは年々高まっている。宗教法人格の不正利用を放置すれば、宗教法人制度そのものに対する国民の信頼を損ねるだけではなく、社会全般への影響も計り知れないことから、その対策は喫緊の課題である。また「F A T F（金融活動作業部会）」（※）の第4次対日審査報告書（令和3年8月）において、「宗教法人を含む非営利団体について、テロ資金供与等に悪用されるリスクあるものの必要な対策が講じられていない」と指摘され、さらに、第3回フォローアップ報告書（令和6年10月）では、「宗教法人のモニタリングにおいては、宗教法人が活動しているかどうかについてのみ考慮しているため当該モニタリングのリスクベースが限られている」といった課題の指摘を具体的に受けているなど、国際的にもその対策が強く求められている。

このため文化庁では、宗教法人格の不正利用に関する実態の把握と分析を行うとともに、その内容等を踏まえ、宗教法人格の不正利用対策に係る検討会議（仮称）を設置し、ガイドラインの策定や効果的な広報戦略の検討等、宗教法人格の不正利用に関する具体的な対策を策定することとしている。

（※）マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に関する国際基準策定・履行を担う多国間枠組み

3. 事業（委託契約）期間

契約締結日～令和9年3月26日

4. 事業規模

事業規模は、60,000千円（税込）を上限とする。

5. 業務内容

以下の業務を実施する。なお、「2. 目的」に記載の内容を踏まえた上で業務内容を提案すること。

（1）宗教法人格の不正利用に関する実態把握のための調査

①宗教法人の売買に関するアンケート調査による情報収集・分析

宗教法人を対象に、宗教法人の売買に関するアンケート調査を実施し、その調査結果の集計・分析を行うこと。

＜調査票の郵送及び回収業務＞

対象法人：18,000法人

（郵送に必要な情報は文化庁から提供するので、リストを作成すること。）

調査方法：調査票を郵送し、回収

調査期間：令和8年4月から5月までの2か月を予定

（注）調査票における調査項目は、文化庁から提供する。質問数は10問（予定）で、回答方式は選

択式及び記述式とする。調査票はマイクロソフトエクセル形式で作成すること。

(注) 回収した調査票のデータをマイクロソフトエクセル上において集計するためのツールを開発すること。

(注) 文化庁においてオンラインでの回答を受け付ける予定であり、回答受付フォームに記載された情報をデータで受領し、その情報もまとめて、集計・分析を行うこと。

＜取りまとめ方法＞

開発した集計ツールを用いて集計・分析を行うとともに、調査結果を分かりやすく整理し、報告書として取りまとめること。

＜成果物等＞

下記の成果物を、調査終了後30日以内に納入すること。

- ・調査票（回収した調査票をドッヂファイルにまとめて納入すること。）
- ・集計ツール（エクセル）（電子媒体）
- ・報告書（電子媒体）

②国内外のインターネット上における宗教法人の売買に関する情報収集・分析

宗教法人の売買に関する情報を収集し、分析を行うこと。

＜対象とする情報＞

- ・インターネット上の情報
日本語及び日本語以外の言語も対象とし、提案を求める。
- ・過去10年間の国内の新聞記事・雑誌等の情報

＜調査期間＞

令和8年4月から6月までの3か月を予定

＜取りまとめ方法＞

情報を収集・分析し、その結果を分かりやすく整理し、報告書として取りまとめること。収集方法・内容（項目）については提案を求める。

＜成果物等＞

報告書（電子媒体）

③宗教法人の売買に関する情報提供・相談窓口の試行的開設による情報収集・分析

相談及び情報提供窓口を試行的に開設し、宗教法人格の不正利用に関する実態調査を実施する。

ア. 宗教法人の売買に関する情報提供窓口

＜実施方法＞

文化庁ホームページに情報提供窓口を設置するので、入力フォームに記載された情報をエクセルデータで受領すること。受領したデータを整理・分析を行い、その結果を分かりやすく整理し、報告書として取りまとめること。

＜実施期間＞

令和8年4月から12月までの9か月を予定

＜成果物等＞

報告書（電子媒体）

イ. 宗教法人の売買に関する相談窓口

＜実施方法＞

文化庁ホームページに相談窓口を設置するので、入力フォームに記載された相談内容をエクセルデータで受領すること。受領したデータを整理・分析し、必要に応じて弁護士等の専門家の助言等

を受け、相談内容に対する回答を作成し、文化庁に提出すること。

＜実施期間＞

令和8年7月から10月までの4か月を予定

＜成果物等＞

報告書（電子媒体）

④宗教法人の売買実態に関する事例調査

宗教法人を対象に、詳細なヒアリング（聞き取り）調査を実施し、その調査結果の集計・分析を行うこと。なお、調査対象、調査内容、調査方法等については、文化庁の了解を得て実施すること。

＜実施方法＞

ア. 対象

（ア）①から③の調査結果を踏まえて、追加調査を要すると判断した宗教法人

対象宗教法人リストを作成し、文化庁と協議の上、選定すること。

（イ）その他、調査を要すると判断した宗教法人

文化庁から提供する宗教法人情報をもとに一定の条件に該当する対象宗教法人リストを作成し、文化庁と協議の上、選定すること。

なお、30法人を予定しているが、当該法人及びその関係者等について、必要に応じて1法人当たり複数回実施する。また、①から③の調査の結果によっては増える可能性がある。

イ. 方法

ヒアリングは、現地調査、電話、オンライン等による。

なお、ヒアリングに対応する調査員には、ヒアリング調査を実施した実績を有する者を配置することが望ましい。

（注）ヒアリングにおいて質問された事項について、文化庁に確認し、速やかに回答できる体制を整えておくこと。

＜調査期間＞

令和8年5月から10月までの6か月を予定

＜取りまとめ方法＞

情報を収集・分析し、その結果を分かりやすく整理し、報告書として取りまとめること。

＜成果物等＞

報告書（電子媒体）

（注）ヒアリングの結果については、日時とともに全てを記録し、文化庁に報告すること。

⑤その他（共通事項）

＜宗教法人格の不正利用対策に係る検討会議（仮称）への報告等＞

・上記①から④の調査等の進捗状況や調査結果については、適宜、宗教法人格の不正利用対策に係る検討会議（仮称）において報告等を行うこと。

＜シンポジウムの開催＞

上記①から④の調査結果等を交えたシンポジウムを開催すること。

開催時期は、令和8年11月から令和9年1月までの間に、関東・関西で各1回開催することとし、開催形態は対面及びオンライン併用とする。その他については、提案を求める。

【業務内容】

- ・シンポジウム開催に向けた講演者との日程調整や開催案内等の各種事務手続き
- ・会場の選定・手配、必要となる什器、機材等の手配及当日の管理運営
- ・当日の配付資料の作成補助・準備（印刷等）、議事録の作成等

- ・講演者に対する謝金、資料作成謝金、会議出席旅費等の各種支払い手続き

(注) 会場費及びシンポジウムで必要となる什器等の借料、講演者に対する謝金、旅費等、シンポジウム開催に係る経費については受託者が支払うものとする。

(注) シンポジウムの内容等については、事前に文化庁と協議し、了承を得て進めること。

(2) その他

①守秘義務、個人情報保護等の情報管理体制を整備すること。

②文化庁から提供した宗教法人情報等や本事業で作成したデータ等については、事業の終了に伴い不要となった場合又は文化庁から廃棄の指示があった場合には、回復が困難な方法により速やかに廃棄すること。

③そのほか、本事業の円滑な実施のために必要な業務を文化庁と協議の上、実施すること。

6. 成果物及び納入期限

成果物	納入方法	納入期限
最終調査報告書（調査全体）	電子媒体 紙媒体 50 部（A4 版）	令和 9 年 3 月 26 日 令和 9 年 3 月 26 日

(注) 電子媒体のファイル形式は、文化庁の指示によること。電子媒体については、成果物の納入後、文化庁で改変が可能となるよう、図表等の元データもあわせて納入すること。最終調査報告書については公開予定のため、非公開情報・データは含めないこと。

(注) 紙媒体の成果物の製本方法については「レザック・くるみ製本」とする。

7. 成果物の納入場所

東京都千代田区霞が関 3-2-2 文化庁宗務課

(※) 電子媒体については文化庁が指定するオンラインストレージサービス（box）のフォルダへのアップロード又は電子メールによる納入とする。

8. 実施体制

本業務を円滑に実施するため、必要かつ十分な人員を確保するとともに、適正な人員配置を行うこと。また、文化庁や検討会の委員との連絡調整が常時できる体制を整えるとともに、業務全体を統括する業務責任者（1名以上）を定めること。

事業の実施にあたっては、文化庁と定期的な会議（頻度は月に一度を目安とし、文化庁と協議の上設定する。）を設け、協議の上実施するとともに、状況報告や情報の共有を求められた場合は速やかに対応すること。

(注) 文化庁との打合せ議事概要（電子媒体）については、各開催日より 7 日以内に納入すること。

9. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていない場合も不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、令和 8 年度「宗教法人格の不正利用対策のための実態把握事業」業務技術審査委員会において行う。なお、総合評価

落札方式にかかる評価基準は別添の令和8年度「宗教法人格の不正利用対策のための実態把握事業」業務総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 業務の実施方針

1-1 業務内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 仕様書記載の業務内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の事業目的に則した効果的な独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕
- * 1-1-2 傾った業務内容となっていないこと。

1-2 調査方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 調査の抽出・分析手法が仕様書記載の内容に照らして妥当であること。〔分析手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕
- * 1-2-2 調査項目・調査手法が明確であること。
- 1-3 作業計画の妥当性、効率性
- * 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であればその内容に応じて加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似調査業務の経験

- 2-1-1 過去に類似の調査や関連分野の調査を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

2-2 組織の調査実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していればその内容に応じて加点する。
- * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていればその内容に応じて加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似調査業務の経験

- 3-1-1 過去に類似の調査や関連分野の調査をした実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性

- * 3-2-1 調査内容に関する知識・知見を有していること。
- 3-2-2 調査内容に関する人的ネットワークを有していればその内容に応じて加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は次世代法に基づく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する。（いずれかを応札者が選択するものとする※1）

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

10. 検査

受託者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

11. 守秘義務

受託者は、本業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受託者は、本業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本業務以外に使用しないこと。

12. 届出義務

受託者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

13. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受託者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受託者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。
- ・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表（375）」の「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受託者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と

同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受託者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受託者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

14. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外の全ての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

15. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

16. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、文化庁と適宜協議を行うものとする。